

設計図書等の質問に対する回答

工 事 名	広島高速5号線温品JCT鋼上部工事（2工区）	課 名	総務部 総務課 財務係 建設部 建設第二課
受 付 日	令和6年9月26日	回 答 日	令和6年10月3日
<p>・質問①</p> <p>当工事に関する令和6年9月20日付の公告P12内の6 低入札価格調査等について／(2)低価格入札者を落札者とした場合の措置／イ配置予定技術者の増員などにて、「調査の結果落札者となった者は、主任(監理)技術者とは別に同一の資格を有した技術者を専任で1名現場に追加配置すること。共同企業体の場合は、代表構成員から追加配置すること」と記載部分について、この追加配置技術者は、低入札ヒアリングの際に、1名確定させて、ヒアリング調査をすることになるのでしょうか？</p> <p>それとも、追加配置技術者として候補者を数名選出し、ヒアリング調査の際にご提示することが可能なのでしょうか？</p>			
<p>・質問①に対する回答</p> <p>低入札価格調査に関する事情聴取には「入札内容が説明できる者」が出席することが必要ですが、追加配置技術者は必ずしも出席を要しません。また、その調査の際に、追加配置技術者を複数名候補者として提示しても構いません。</p>			
<p>・質問②</p> <p>低価格入札者を落札者として場合の措置としての追加配置技術者は、低入札ヒアリング調査時にご提示させていただいた技術者より、実際に現場に入る時期までに変更することは可能なのでしょうか？</p>			
<p>・質問②に対する回答</p> <p>原則として、ヒアリング調査時に提示していただいた技術者から変更することはできません。</p>			
<p>・質問③</p> <p>低価格入札者を落札者とした場合の措置としての追加配置技術者を1名現場に追加配置するという文言の「現場」は、「架設現場」という認識で宜しいのでしょうか？</p>			
<p>・質問③に対する回答</p> <p>低価格入札者と契約する場合、広島高速道路公社建設工事低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条第2号に基づき、技術者を追加配置することとなります。なお、追加配置技術者は、架設現場だけでなく工場製作時も配置してください。</p>			
以下余白			